

議案第五號

昭和三十二年一月二十七日議決を經た「福生町吏員旅費額及其の支給條例」
 の一節を次のやうに改正するものとする
 昭和三十二年三月二十九日提出

福生町長代理 加藤 幸藏

[illegible]

義実第大碑

左記田体に對し頭書金額を昭和二十一年度に於て補助するものとする

昭和二十一年三月二十九日提出

福生町長代理助成

加藤 守藏

一金 五十円也

日本赤十字社 福生町分區

議案第七號

福生町立初級中學校敷地決定の件

福生町立初級中學校。敷地を左の場所に定めるものとす
昭和二十二年三月二十九日提出

福生町長代理 加藤 市藏

一 福生町大字福生三田三六番地（連合軍砂利採掘場）

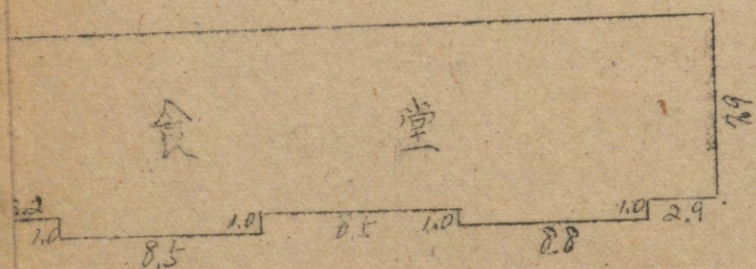
一〇六七一坪一三合

所借入

昭和二十二年三月二十九日

拂下建物平面图

瓦葺木造平家建一棟
此建坪五百七十四坪八分三勺



$\frac{1}{600}$

議案第八號

學制改革に依り福生町立福生中學校充當校舎
建物拂下申請に關する件

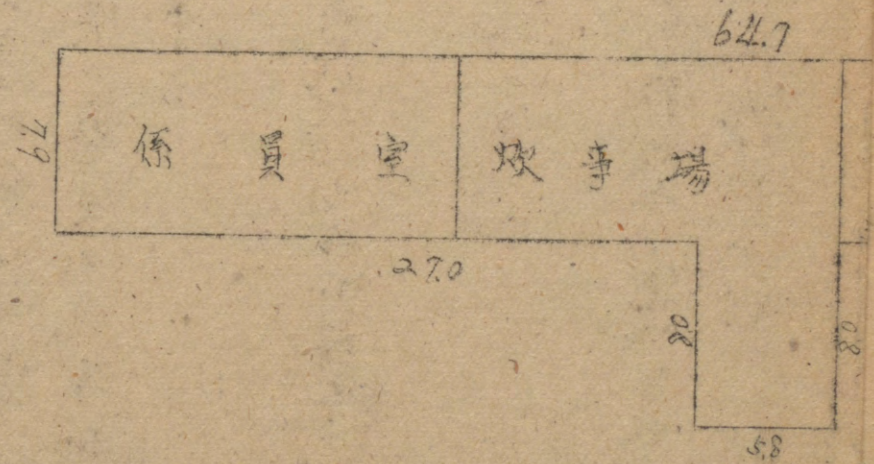
今般學制改革に依り六三制に基く福生町立福生中學校々舎
新築設立すべきの處資材下足の爲之が入手極めて困難に
付充當建物を記の通り申請する

昭和二十二年三月二十九日提出

西多摩郡福生町長代理町役加藤市藏

記

- 一 拂下建物所有者 大藏省
- 一 建物の名 稱 旧東京陸軍少年飛行兵學校々舎
- 一 建物所在地 東京都北多摩郡村山村



一建物構造
一坪数
一坪下價格

木造瓦葺平家建別紙平面図参照
延坪五百七十四坪八合三勺
御指示の價格

議案第一〇號

學制改革に依り福生町立福生中學校々舎建設に關する件
今般學制改革に依り六三制の福生町立福生中學校々舎を記
通り建設する

昭和二十二年三月二十九日提出

西多摩郡福生町長代理助役加藤市藏

記

一建物建設位置 東京都西多摩郡福生町大字福生二四二六番地
二建物構造 木造瓦葺二階建
三建物坪数 總延坪 六〇〇坪
四工事費 總工事費 三〇〇,〇〇〇円

内

譯

直接工事員

二
八
〇
〇
〇
〇
四

雜

其四

17
 16
 15
 14
 13
 12

講宋序凡

福生町
 昭和二十二年三月一日提出
 藤市藏

第四章

平亭三十八
辨償金一十円
大鑑札二付
ハ五円
ト改め
の如く改める
あるものを
辨償金一十円
大鑑札二付
ハ五円
ト改め
の

附則
本條例自昭和二十二年四月一
日から之を施行する

3523

福生町吏員懲戒條例案

第二條 町長を除く本町の吏員は左に掲げる事由があつた場合においては懲戒の處分を受ける。

一 職務上の義務に違反し又は職務を怠つたとき

一 職務の内外を問はず公職上の信用を失ふべき行為があつたとき

第三條 懲戒の處分は免職 五百円以下の過怠金及び譴責とする。

第四條 免職及び過怠金、處分は福生町吏員懲戒委員會（以下委員會と謂ふ）の議決を経なければならぬ。

第五條 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は同一事件に対して懲戒のための委員會を置くことができない。

第六條 委員會の議決前懲戒に付すべき者に対して刑事訴訟が始つたときは事件の判決の終るまでその開會を停止する。

第六條 福生町吏員懲戒委員會の設置については規則を以て之を定める。
附則

本條例は公布の日から之を施行する。

提案理由

地方自治法施行現行規程（政令第十九号）第三十九條の規定に基いて本條例を制定しようとするのであります。



福生町告示第四〇號

左記の件、議定のため五月三十日午後一時第六回町會を
當役場上招集す

昭和二十二年五月二十日

福生町長 岸 徳太郎

記

- 一、福生町常任委員會條例設置の件
- 二、福生町吏員懲戒條例設置の件
- 三、福生町監査委員條例設置の件
- 四、福生町吏員令限條例設置の件
- 五、福生町参事條例廢止の件
- 六、福生町税及手数料課徴收條例の一部改正の件
- 七、東京都税三收査表附加税臨時増徴條例設置の件
- 八、財政審議部に関する件
- 九、福生町委員選任につき同意を求むるの件
- 十、福生町吏員懲戒委員會の委員任命につき同意を求むるの件

第一號議案

福生町常任委員会條例改定件

福生町常任委員会條例を別紙の通り改定するものとする。

昭和二十二年五月三十一日提出

福生町長 岸徳次郎